

要回答

日薬業発第176号
平成27年8月28日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

平成27年度「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年7月8日付日薬業発第124号にてご案内のとおり、本年度も10月17日から23日までの1週間にわたり「薬と健康の週間」が実施されます。

医薬分業を巡っては、国民をはじめ規制改革会議等からの厳しい指摘や、厚生労働省が「医薬分業の原点に立ち返り、57,000の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編する」との方針を示しているなど、社会から厳しい目と期待の双方が向けられているところです。

そこで本会では、本年度の「薬と健康の週間」を契機として、従前より推進してきた「かかりつけ薬局・薬剤師」について、国民の視線に立った理解促進の取組みと、各薬局のかかりつけ機能を示すため、「かかりつけ薬局・薬剤師」のより一層の定着を図る一斉行動を展開することとしましたのでお知らせいたします。(別添1の実施要領を参照のこと)

具体的な行動として、各会員薬局におかれましては、本会より直接お送りするかかりつけ薬局・薬剤師についてのチラシならびに薬局掲示物(ポスター)を活用し、患者・来局者に対して声かけ・チラシの配布を行っていただきます。

「かかりつけ薬局・薬剤師」とは、患者から選ばれるものであり、国民一人ひとりの理解と支持がなければ、機能させることはできません。「かかりつけ薬局・薬剤師」が機能しなければ、医薬分業の趣旨が十分に理解されず、医薬分業の効果を発揮できないばかりか、その存続すら危惧されるといっても過言ではありません。

つきましては、貴会におかれましては、本事業の趣旨をご理解の上、地域薬剤師会ならびに会員における事業の実施につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また例年同様、独立行政法人医薬品医療機器総合機構より、活動紹介への協力依頼がありましたので(別添2)、併せてご高配のほど、よろしく願いいたします。

記

別添1.平成27年度「薬と健康の週間」における全国統一事業 実施要領

別紙:都道府県薬剤師会取り組み状況報告用紙(県薬→日薬)

参考:(参考)会員向け事業説明資料

別添2.独立行政法人医薬品医療機器総合機構より本会宛 協力依頼文書

以上

平成27年度「薬と健康の週間」における全国統一事業 実施要領

平成27年8月
日本薬剤師会

1. 事業趣旨

医薬分業は、先人の努力や長年の法・制度改正を経て、現在では処方箋受取率は約7割にまで至り、国民の理解を得ながら定着に向け進んでいます。

しかし、平成27年6月の「規制改革に関する第3次答申」では、「患者の服薬情報の一元管理などの薬局に求められる機能が必ずしも発揮できておらず」、「負担の増加に見合うサービスの向上や分業の効果などを実感できない」等と指摘されています。

こうしたことを受け、厚生労働省は「医薬分業の原点に立ち返り、57,000の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編する」としており（「患者のための薬局ビジョン」の策定）、今改めて、本会が従前より推進してきた「かかりつけ薬局・薬剤師」について、国民の目線に立った理解促進の取組みと、各薬局のかかりつけ機能の十分な発揮が必要です。

そこで本会では、「薬と健康の週間」を契機として、「かかりつけ薬局・薬剤師」のより一層の定着を図るため、一斉行動を展開することといたしました。

各薬局において、患者・来局者に対し、医薬品の一元的・継続的な管理・指導や、薬や健康についての薬剤師の相談対応、在宅に移行しても継続して対応する、といったかかりつけ機能をより「見える化」することにより、医薬分業の意義及び、医薬分業を最も適切に機能させる「かかりつけ」機能について、一層の国民の理解と支持を得ることを目的とします。

2. 実施内容

会員薬局における、「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」の定着にむけた一斉行動（薬剤師からの声かけ）

前年度までは、疑義照会などの「薬剤師業務の見える化」に焦点を当てて取り組んでまいりましたが、本年度は「かかりつけ機能の見える化」の趣旨にて実施いたします。

(1) 会員実施事項

① 自局患者・来局者に対する声かけ、チラシの配布

② 薬局での「かかりつけ薬局」PR 掲示物の掲出

(チラシ及び薬局掲示物を日本薬剤師会にて作成・会員薬局に配布します)

- ・一般用医薬品等を含めた医薬品の一元的・継続的管理の重要性や、医薬品使用等に関する相談を薬剤師がいつでも応じていることなど、個々の患者に対して、声かけを行う。

【実施のポイント】

- ・広く一般を対象とした広報・啓発活動ではなく、自局の患者を対象とした、「かかりつけ薬局・薬剤師」の定着活動である趣旨に留意する。
- ・かかりつけ薬局の意義と共に、「どんなときも当薬局にいらしてください」ということを伝えることに重点を置く。
- ・単に資材の陳列や配布に留まらず、短時間・一言でもよいので、薬剤師からの声かけを行うこと。
- ・全国共通の資材を一斉に活用することにより、薬局全体の取組みとして広く国民・社会に印象付けることが期待できます。
- ・都道府県薬剤師会や地域薬剤師会の独自の資材の活用を妨げるものではありません。

(2) 都道府県薬剤師会・地域薬剤師会実施事項

① 会員薬局における活動の支援（説明会などの事業趣旨伝達）

② 会員薬局における活動の確認（現況確認や、会員からの報告等）

【実施のポイント】

- ・①②とも、日本薬剤師会から実施方法の指定はいたしません。地域の実情に応じて、検討・実施をお願いいたします。
- ・会員への事業趣旨伝達の参考として、会員向け説明資料（参考資料を参照のこと）を作成いたしましたので、ご活用ください。
- ・②は、昨年度事業でも行った「取組みの検証・評価」の趣旨で実施事項としています。会員の取組みの効果検証が各地域で行われるようお願いいたします。
- ・会員薬局における活動を一層効果的なものとするため、薬剤師会主催の各種イベント等において、「かかりつけ薬局・薬剤師」についての広報活動等をご検討ください。

3. 事業資材について

事業資材：チラシ（A 5 サイズ／1 薬局あたり 50 枚）及び薬局掲示物（A 3 サイズ
ポスター／1 薬局あたり 1 枚）

会員への配布方法：本年 9 月時点での本会会員（個人名簿）について薬局単位に整理しリスト化した宛先の薬局（約 5 万薬局）に、本会からご送付します。

配布時期：10 月上旬頃を予定

- 事業資材の内容・デザインについては、決定次第速やかにご連絡いたします。
- 都道府県薬剤師会・地域薬剤師会にて、それ以上の増刷を希望される場合は、印刷用の入稿データを提供いたします。ご希望の場合は、5. に記載の担当事務局までお知らせください。なお、増刷にかかる費用は、各都道府県薬剤師会・地域薬剤師会での負担となりますこと、予めお含みおきください。

4. 本会への報告について

事業が一定程度終了後、都道府県薬剤師会における取り組み状況の報告【別紙】を本会までご提出下さい（11 月末日処）。

なお、平成 25 年度以降、地域でのイベント等の実施状況に関する本会への報告は求めておりませんが、取り組み状況等の把握の一環として必要な場合には、ご報告のお願いをすることもありますので、都道府県薬剤師会内での情報集積は引き続き行っていただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

5. 担当事務局

日本薬剤師会 医薬・保険課